

## 児童扶養手当と公的年金給付等との併給制限の見直しに関するお知らせ

- このたび児童扶養手当法が改正され、平成26年12月1日以降は、公的年金給付等の額が児童扶養手当の額よりも低い場合には、その差額分の手当を支給できるようになりました。
- これに伴い、障害年金の子の加算を対象外として児童扶養手当を受給している方についても、平成26年12月1日以降は、まずは障害年金の子の加算を受給していただいた上で、子の加算の額が児童扶養手当の額よりも低い場合には、その差額分の手当が支給されることとなります（これにより、子の加算と児童扶養手当の合計支給額が変わることが無いよう措置される予定です（※））。

※差額計算の過程における端数処理の範囲内で変動することはあり得ます。

- このため、現在、児童扶養手当の額の方が障害年金の子の加算の額よりも高いことにより児童扶養手当を受給されている方は、平成26年12月1日以降に（※）、障害年金の子の加算の受給手続等を行う必要があります。

※子の加算を受給するためには、平成26年12月1日以降に発行された戸籍等が必要となるため、平成26年12月1日より前に子の加算の受給手続を行うことはできません。

- 公的年金給付を受けているひとり親家庭の方で、児童扶養手当の額が公的年金の額よりも高い方は、申請手続が必要になります。
- 詳細な手続方法につきましては、こども家庭課までお問い合わせください。

平塚市役所健康・こども部

こども家庭課 児童手当・医療担当

電話：0463-21-9844（直通）

FAX：0463-21-9738